

町民の皆さまへ

5月15日、政府は全国39県の新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言を解除し、同日福島県でも緊急事態措置が解除されました。町民の皆さまには約1カ月にわたり、外出自粛や施設利用の制限にご協力いただき誠にありがとうございました。

しかしながら、新型コロナウイルスとの戦いは長期化すると見込まれており、今後、再び感染が拡大する可能性も十分にあります。緊急事態措置解除は安全宣言ではありません。引き続き基本的な感染症予防対策に努めましょう。県をまたぐ往来は極力控え、特に特定警戒都道府県との往来は今後も自粛していただくようお願いいたします。また、3つの密を避け、人と人の距離を一定に保つなど、新しい生活様式の定着に取り組みましょう。

緊急事態措置の解除により、公共施設については順次利用制限を解除いたします。保育所は既に11日から再開しており、小中学校は25日から再開いたします。

なすべきことは、一人一人の責任ある行動です。自分を守ること、そして自分の大切な人を守る行動が、社会を守ります。この難局を乗り越えていくことができるよう、今後も皆様のお力添えをお願いいたします。

令和2年5月18日

只見町長 菅 泰三雄